

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○家畜人工授精に関する講習会を開催する件	七三	○家畜人工授精に関する講習会を開催する件	七三
○特定漁港漁場整備事業計画変更書を縦覧に供する件	七四	○特定漁港漁場整備事業計画変更書を縦覧に供する件	七四
○一般競争入札を行う件	七四	○一般競争入札を行う件	七四
正 誤		正 誤	
○平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中	七五	○平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中	七五
○平成十九年三月三十日付け号外第十七号中	七五	○平成十九年三月三十日付け号外第十七号中	七五
○地籍調査の成果について認証した件二件	七三	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	七三

告 示

福島県告示第七百二十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、双葉郡葛尾村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年十一月二十四日

- 一 調査を行った者の名称
葛尾村
- 二 成果の名称
双葉郡葛尾村大字野川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年十一月二十四日

- 一 調査を行った者の名称
南郷村
- 二 成果の名称
南会津郡南郷村大字片貝の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公 告

公告第六百号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
安心・あさがお居室介護事業所	南相馬市鹿島区字上沼田二〇一	特定非営利活動法人あさがお	福島県南相馬市鹿島区字上沼田二〇一	平成二二年一月一日	居宅介護 重度訪問介護	特定なし
有限会社ヘルパス	いわき市小浜大原字芳原三八一	有限会社ヘルパス	同 県いわき市小浜大原字芳原三八一	同	行動援護	同
有限会社ヘルパス	折笠アパート2	有限会社ヘルパス	同 県いわき市小浜大原字芳原三八一	同	行動援護	同

(障がい福祉課)

公告第六百一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十一年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 開催期日
平成二十二年二月一日から同年三月三日まで

- 二 場所
西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一 福島県農業総合センター農業短期大学
福島市荒井字地藏原中十八番地 福島県農業総合センター畜産研究所

- 三 対象家畜の種類
牛

- 四 受講人員
二十名程度

- 五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

- 六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十一年十二月十一日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙をはり、履歴書を添付の上、平成二十一年一月十五日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

- 七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第六百二二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十一項で準用する同条第四項に規定する同条第一項の規定により双葉郡浪江町の請戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、特定漁港漁場整備事業計画変更書を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び浪江町役場産業振興課に備置いて平成二十一年十一月二十四日から二十日間縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平
(港 湾 課)

公告第603号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第214条の3第1項の規定により公告する。
平成21年11月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 博物館用展示ケース 1式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成22年3月29日（月）

(4) 納入場所 福島県立博物館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様等に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年12月14日（月）午後5時30分までに次の掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年12月3日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年1月8日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日（木）午後5時30分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいづれ

かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100
分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Museum Display Case 1
set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 8 January 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 7 January 2010

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi,
Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563
(入札用度課)

正 誤

ページ	段 行	正 誤
-----	-----	-----

○平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中

七	上	後ろか	平成十八年改正条例第五十	改正条例附則第七項から第
---	---	-----	--------------	--------------

ら二	九号附則第七項から第九項 までの規定による給料の切 替えに関する規則	九項までの規定による給料 の切替えに関する規則
----	--	----------------------------

○平成十九年三月三十日付け号外第十七号中

七	上	一三六	別表第四の三	別表第二の三
---	---	-----	--------	--------